

十五に、名爾於布奈流門能守頭之保爾と云るも、高き潮ときこの、母利と云るも、盛又森なごの意と、同く通ひて聞ゆ。麻佐は、即百八十種勝部とある勝なるべし、姓氏錄諸蕃に勝と云姓もあり、又上勝、不破勝、茨田勝など、戸にもありて、即秦勝と云もあり、是らみな加知と訓は誤にて、麻佐と訓べきなり、其は韓國にて一種の號にぞありけむ、其に此方にて勝字を用るは、麻佐流と云訓を取たる借字なるべし、さて禹豆麻佐に、太秦の字を書は何時よりのことならむ。

〔拾芥抄中本錄〕王

〔大日本史氏族〕按王讀爲鞬吉支、如謂百濟王、高麗王卽是也、與皇族稱王氏者自別。

〔日本書紀垂仁〕二年、是歲任那人蘇那曷叱智請之、欲歸于國、○中仍賚赤絹一百匹、賜任那王。

〔釋日本紀十七〕任那王

〔日本書紀通證十一〕任那王、古伎之、神功紀、雄略紀等、云古爾伎之、杜氏通典曰、

〔通典一百八十五〕百濟

〔日本書紀九神功〕九年○仲十月○中以皇后所杖矛樹於新羅王門、爲後葉之印。

〔日本書紀九神功〕四十六年三月乙亥朔、遣斯摩宿禰于卓淳國、斯摩宿禰者、不知何姓人也、於是卓淳王末錦旱岐告

斯摩宿禰曰、甲子年七月中、百濟人久氏、彌州流、莫古三人、到於我土曰、百濟王聞東方有日本貴國而遣臣等令朝其貴國、故求道路以至于斯土、若能教臣等令通道路、則我王必深德君。

〔三代實錄七清和〕貞觀五年正月三日丙寅、大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定薨、○中定者嵯峨

太上天皇之子也、母百濟王氏、其名曰慶命。

〔日本書紀三十二持統〕五年正月己卯、賜八卿飲食衣裳、優賜正廣肆百濟王余禪廣、乙酉增封、○中正廣